

マイナンバーカードの保険証利用が出来るようになりました

この度、診療所ではマイナンバーカードの保険証利用が出来るようになりました。マイナンバーカードをお持ちの方で保険証利用の手続きがお済みの方は医療機関や薬局で保険証の代わりにマイナンバーカードを利用することが出来ます。

〈使い方〉

- ①カードリーダーにマイナンバーカードを置く。
※カバーを外し、顔写真を表にして横向きに置きます。
- ②画面の指示に従って操作する。
※薬剤、特定検診の情報提供に同意するか同意しないかお選びください。
- ③受付完了
※カードを忘れずにお持ち帰りください。



〈健康保険証として利用するメリット〉

就職や転職、引っ越しをしても健康保険証として利用できます。

※健康保険証が変わる場合、加入・脱退の手続きが必要となります。

同意をすれば、初めての医療機関でも今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます。



マイナポータルでご自身の特定健診情報や薬剤・医療費情報を見ることが出来ます。

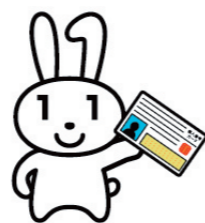


マイナポータルを通して医療費情報の自動入力で確定申告の医療費控除が簡単になります。



限度額適用認定証がなくても高額医療費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

お気軽に使い方などご相談ください。



歯科診療のお知らせ

診療所では、毎週水曜日・金曜日の2日間、東北大学病院の歯科医師が診療を行っています。また、歯科衛生士も従事しておりますので歯に関する悩み事など気軽にご相談ください。

- 受付時間 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時30分
- ※歯科診療につきましては、予約制となりますので診療所までご連絡ください。

●お問い合わせ 診療所 ☎37-2002

みんなが「住みたい」七ヶ宿を目指して 支援金・助成金を支給します

次世代リーダー定住育成助成金

地域の担い手となる若者世代の定住と就業を促進するため
町内にお住まいで就業・就農している 満30歳未満の方へ

月額20,000円を3年間助成します！

●助成額

月額20,000円を3年間助成します。
※国または地方公共団体、それに準ずる機関に任用されている方は月額10,000円

●対象者

- ・町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方
- ・就業・就農している方（町外へ通勤している方も対象です。）
- ・助成申請日において満30歳未満の方
- ・町が構成する団体または地域活動団体に所属している方
例：消防団、地域づくり委員会、いきいき女性委員会、成人式実行委員会
文化協会加盟団体、体育協会加盟団体等

くらし応援通勤支援金

●助成額

町内のガソリンスタンドで利用できる通勤支援給油券を年間最大12,000円分助成します。

●対象者

- ・町内に住所があり、町外に通勤している方
- ・現在通勤している会社等に引き続き1年以上就労しようとする方

民間賃貸住宅家賃助成金

●助成額

家賃月額から30,000円を差し引いた額(限度額20,000円)を助成します。
※子育て世帯(18歳以下の子供を育てる家庭)については限度額が25,000円

●対象者

- ・町内に2年以上継続して居住する意思がある方
- ・自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加できる方

※記載事項以外の条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:熊谷)